

第4日

令和2年9月4日（金）

午前10時零分開議

○議長（堀尾俊浩君） これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

日程に従い、一般質問を行います。

質問通告者及び順位は、お手元に配付のとおりであります。申し合わせにより、1人当たりの質問時間は答弁時間を含めて60分以内となっております。御了承願います。

それでは、最初に1番仲山寛議員の質問を許可します。1番仲山寛議員。

（1番仲山 寛君登壇）

○1番（仲山 寛君） 皆様おはようございます。1番議員の仲山寛でございます。公私ともお忙しい中、早朝より傍聴にお越しの皆様ありがとうございます。また、インターネットを御覧の皆様ありがとうございます。新型コロナウイルス感染再拡大懸念の中、また週末には非常に強い台風10号が接近している中での一般質問となっております。本当にお許しを頂きまして感謝申し上げます。ありがとうございました。

今回は初めてトップバッターで質問することになりました。うれしくもあり、また緊張しているところであります。

現在新型コロナウイルス感染の再拡大が大変懸念されております。福岡県下においても4,700名、朝倉市においても20名の感染が報告されています。ここ近況では若い方々の感染が拡大している状況です。大変懸念されるところであります。

特に若い方々は体力もあり症状も比較的軽いと言われておりますが、特に若い方々は体調が正常に戻るのには時間がかかるとも言われております。若い方々は行動範囲も広く危機感も薄い傾向がありますが、再度気を引き締めて3密を避ける行動を取っていきたいと考えております。

今が一番大事な時期であると認識を深めております。行政の方々、医療機関の方々、教育現場の方々、各地域の役員の方々等の御努力は大変なものと考えますし、私たち全員で危機感を共有し、感染拡大防止に努めていかなければと痛感をしております。

本日は、コロナウイルス禍における朝倉市の農林行政施策及び企業誘致施策について質問をさせていただきます。

それでは、質問席にて質問を継続させていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

（1番仲山 寛君降壇）

○議長（堀尾俊浩君） 1番仲山寛議員。

○1番（仲山 寛君） 最初に、コロナ禍における農業情勢と農業施策について御質問を

させていただきます。

現在、コロナ禍による食に対する消費行動が変化し、農産物の外食需要が減少した分、家庭内消費が増えています。今後新型コロナウイルスを想定した新しい生活様式が普及していくと、さらに家庭内消費が増えていくものと思われます。これは地元農産物の消費拡大のチャンスではないかと私は考えます。

まずは、農業の現在の状況と問題として、コロナ禍における朝倉産農産物の消費拡大及び地産地消の取組について、朝倉市としての考え方について質問をいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 農林商工部長。

○農林商工部長（石橋一良君） 失礼いたします。農産物の消費拡大及び地産地消の取組というところでございますが、朝倉市では農産物の消費拡大及び地産地消の取組の一環といたしまして、三連水車の里あさくら及びファームステーションバサロ、この両施設とタイアップをし、両施設の共同企画としまして、その施設で購入されました商品、また果樹等についての宅配料の割引や新米のプレゼントの販売促進、これは購入していただいた金額500円にシールを1枚お配りいたしまして、20枚で応募していただくと。応募していただくことによりまして、抽せんをいたしまして新米のプレゼントを行うと。新米についても、その施設のほうに取りに来ていただいてリポートを図るという、そういうキャンペーンを実施中でございます。

また、両施設とも地元産の野菜や果樹の取扱いを最優先いたしまして、地元産の地産地消に努めております。

コロナ禍における利用者数につきましては、ゴールデンウィーク中の閉館によりまして一番影響が大きかった5月についてが三連水車の里あさくらが前年比69.3%、ファームステーションバサロが前年比62.5%でありまして落ち込んでおりましたが、7月に入りまして三連水車の里あさくらが前年比79.5%、ファームステーションバサロが94.8%となっております。徐々にではございますが回復傾向にございます。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 1番。

○1番（仲山 寛君） これから冬野菜の作付準備に入っております。

また、9月より柿等の果樹の出荷も始まると思います。コロナウイルス禍で見えてきたことは、生命産業である食料自給率の高まり、国産回帰、地産地消の需要の拡大であります。これをチャンスと捉え、朝倉市の農業経済の活性化を図っていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

次に、新型コロナウイルスの感染再拡大による米の在庫増加についてですが、新型コロナウイルスの感染再拡大による都道府県独自の自粛要請等により飲食店などの営業全面再開が遅れている中、新しい生活様式下で客足も以前のような状態に戻っていない状況にあります。家庭向けの販売は好調と言われておりますが、外食産業の低迷が長期化しており、米の在庫も増加していると報道等で聞いております。

新型コロナウイルスの感染再拡大による米の在庫増加が心配されておりますが、現在の状況について質問をいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 農林商工部長。

○農林商工部長（石橋一良君） 米の在庫増加による現在の状況ということでございますが、農林水産省によりますと、外食産業需要の落ち込みが長引いておりまして、在庫が例年以上に膨らんでいる状況であるとのことでございます。

6月末時点の米の民間在庫量は、令和元年度189万トン、令和2年度201万トンと市場での荷余り感、米余り感といえますか——が意識される200万トンを4年振りに超えている状況となっております。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 1番。

○1番（仲山 寛君） 米の在庫が200万トンを超えているという状況ですが、米の在庫増加により令和2年産の米の前渡し価格に影響が出るのではないかとされておりまして、米の価格が下がることで米の生産をやめてしまう農家が出てくるのではないかと心配をしております。

今の米の在庫が200万トンを超える状況ということは、新しい生活様式下における令和2年の福岡県産米価格の見通しについて、いかがなものか質問をいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 農林商工部長。

○農林商工部長（石橋一良君） 令和2年産米の価格の見通しについてということでございますが、家庭用向けの需要は好調ということであるものの、新型コロナウイルスの感染再拡大の影響によりまして、外食産業の需要の鈍さが続いている状況でございます。

また、全国的に見ると、関東から北側の一大生産地の出来高や東北産米が九州へ入ってくる可能性など今後様々な要因が米の価格に影響すると推測をされますけれども、JAまたは全農ふくれんからの情報によりますと、朝倉地域を含めた福岡県産の米は家庭用消費者向けとしましてほとんどが県内で消費されているため、新型コロナウイルスの感染再拡大が米の価格へ及ぼす影響は少ないのではないかとの見通しであるとのことでございます。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 1番。

○1番（仲山 寛君） 朝倉市内の家族農業や兼業農家の方々のほとんどは、米の生産を中心に成り立っていると考えています。

また、米どころ朝倉の産地形成からも、お米の需要価格は重要であることから、今後十分に動向を見据えていく必要があると考えます。JAや普及所等との情報共有を密にして、消費拡大努力や価格安定に努めていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをします。

次に、今後の朝倉市の農業施策についてですが、先月8月25日の日本農業新聞に豪雨災害の多発で水田に水をため、洪水被害を軽減する田んぼダムが広がるとの記事が記載され

ていました。記事によりますと、仮に水田の水面を10センチ高くすることができれば、1ヘクタールで1,000立方メートル、100万リットルの貯水が可能になり、25メートルプールの3面分に相当し、取組面積が増えれば洪水被害を軽減する効果が期待できるそうです。

効果については新潟大学の吉川夏樹准教授によると、2011年に発生した新潟・福島豪雨では2,900ヘクタールで、田んぼダムに取り組んでいた新潟市の白根地区で浸水面積と氾濫水量が2割減ったという検証もあります。

朝倉市でも平成29年九州北部豪雨災害以降、毎年の大雨による農産物の被害が発生しています。河川等の改修工事は進んでいますが、朝倉市でも水田の洪水防止機能を生かした、この田んぼダムの活用ができるのではないかと私は考えています。水田の洪水調整機能を生かした、この田んぼダムの取組について、朝倉市としての考え方について質問をいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 農林商工部長。

○農林商工部長（石橋一良君） 水田の洪水調整機能を生かした田んぼダムということでございますけども、初めに田んぼダムについて少し御説明をしたいと思います。

もともと水田には多面的機能の一つに、一時的に雨水をため徐々に排水することで洪水を防止、軽減する機能がございます。田んぼダムは、この洪水防止機能を強化する取組で、水田の排水に堰板等の水調整板を設置することによりまして、集中的に雨が降った場合に水路への水の流出を穏やかにしまして、より多くの雨水を一時的に水田にとどめて、水路や川の急激な増水を防ぎ、下流域の洪水被害を軽減する仕組みであります。

この田んぼダムにつきましては、農林水産省の事業であります多面的機能支払交付金の任意の取組項目にもなっておりまして、当朝倉市では上秋月地区の環境保全組織に取り組んでおります。

この田んぼダムにつきましては、上流地域の農地所有者及び耕作者の取組があつて初めて効果が発揮されるため、いかに賛同が得られるかが課題となっております。上流域の水田管理者と下流域の住民、すなわち取組の負担者と受益者が一致しないといった面がございます。

また、水田の水位の上昇に伴い、畦畔の崩落の可能性や水田の貯水継続期間による収量の影響などが懸念されるため、田の所有者、耕作者の理解も必要であります。

このように田んぼダムが効果を発揮するためには、広域にわたる農業者の協力や同意が不可欠となるため、国、県の動向及びその効果など県内外の取組の状況を把握し、情報収集に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 1番。

○1番（仲山 寛君） 近年、基盤整備やハウス設置、荒廃地等により排水整備が雨量を超過して道路や住宅へ洪水被害が出ていると、私は考えております。朝倉市としても、この経費のあまりかからない田んぼダムの考えを取り入れて広く理解を求める努力が必要では

ないかと考えますので、まずは田んぼダムについての調査・研究を真剣にお願いをしたいと考えております。よろしくお願いいたします。

次に、中山間地域等直接支払制度についてでございます。

中山間地域については、人口減少や高齢化による担い手不足など、中山間地域の維持が難しくなっている現状があります。令和2年度から第5期対策が始まる中山間地域等直接支払制度の取組状況について質問をいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 農林商工部長。

○農林商工部長（石橋一良君） 中山間地域等直接支払制度についてでございます。この中山間地域等直接支払制度につきましては、農業生産条件の不利な中山間地域におきまして、集落などを単位に農用地を維持管理していくための取決め、集落協定を締結いたしまして、その協定に基づき農業生産活動等を行う場合に面積に応じて一定額を交付する仕組みであります。

この直接支払制度につきましては、平成12年度から5年間で1期間といたしまして、この制度は開始されております。令和元年度に第4期の対策期間が終了し、令和2年度より新たに第5期対策期間が開始されております。平成27年度から令和元年度までの第4期の取組状況につきましては、平成29年に九州北部豪雨による災害によりまして、54の協定集落のうち17集落が取組を中断しましたが、残りの37集落につきましては、集落活動を通じて中山間地域の多面的機能を維持することができております。

第5期対策の状況につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で若干の遅れはあるものの関係集落と事前調整を行いまして、事業継続に向けて37集落とのヒアリングを実施中でございます。

なお、災害により取組を中断いたしました17集落につきましては、農地改良復旧工事の進捗状況に併せまして、当該事業の取組再開に向けて支援を行ってまいります。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 1番。

○1番（仲山 寛君） 中山間地は、皆様も御存じのとおり河川の上流に位置しております。先ほども述べましたが、洪水防止等の多面的機能をいかに維持していくかが重要でありますし、農業基盤整備、農業生産条件、高齢化等の喫緊の課題を真剣に取り組んでいかなければならないと考えます。

そのためには、機械、農作業の共同化、高付加価値型農業の推進、生産条件の改良、農作業の委託組織形成等、積極的に知恵を出し合わなければと考えております。まずは54集落の積極的な取組を推進していくことに全力を注いでいただきたいと考えます。よろしく御指導をお願い申し上げます。

次に、有害鳥獣対策についてお尋ねをします。

最近、私は住民の方々からアライグマ、アナグマ、ハクビシン等が増えて、スイカや桃

など果樹への被害が多くなっていると聞いております。それで朝倉市の有害鳥獣による被害や、その対策を尋ねたいと思います。

まず、有害鳥獣による被害状況と捕獲頭数をお尋ねします。

○議長（堀尾俊浩君） 農林商工部長。

○農林商工部長（石橋一良君） 有害鳥獣による被害状況でございますけども、有害鳥獣による農作物の被害につきましては、市の農業振興課のほうでその調査を行っております。被害の面積につきましては、過去3年間でございます。平成29年度15.52ヘクタール、平成30年度16.78ヘクタール、令和元年度14.7ヘクタールとなっております。

また、有害鳥獣であります鹿、イノシシ、アライグマ、アナグマ、またカラスやヒヨドリなどの鳥類の駆除の数につきましては、平成29年度は、鹿1,234頭、イノシシ742頭、アライグマ149頭、アナグマ57頭、鳥類207羽。平成30年度は、鹿1,601頭、イノシシ758頭、アライグマ154頭、アナグマ50頭、鳥類182羽。令和元年度につきましては、鹿1,345頭、イノシシ677頭、アライグマ164頭、アナグマ35頭、鳥類162羽の駆除数となっております。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 1番。

○1番（仲山 寛君） それでは、有害鳥獣駆除についての体制でございますけど、どのような体制で、また人数で行われているかお尋ねをいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 農林商工部長。

○農林商工部長（石橋一良君） 有害鳥獣駆除についての体制でございますけど、まずは組織のほうから御説明申し上げたいと思います。

市では、市、JA筑前あさくら、森林組合、有害鳥獣駆除部会で構成します朝倉市有害鳥獣駆除対策協議会を設置いたしております。これにつきましては朝倉猟友会の中から有害鳥獣駆除員として組織されております朝倉市有害鳥獣駆除部会、こちらのほうへ駆除についての業務委託を行っております。この駆除業務を実施いたしまして、令和2年度の駆除部会につきましては121名の会員の方に従事いただいております。

さらに、その121名の駆除部会の中から選ばれました25名、これは甘木地域が15名、朝倉地域5名、杷木地域5名の方を鳥獣被害防止対策実施隊に任命させていただきまして、緊急な捕獲依頼などの活動に対応のほうをしていただいております。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 1番。

○1番（仲山 寛君） 先ほど申しましたが、果樹の被害が非常に増えているということでございます。今後、駆除の実績が上がるような取組は考えられているか、お尋ねをいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 農林商工部長。

○農林商工部長（石橋一良君） 朝倉市の被害防止及び捕獲活動につきましては、朝倉市鳥獣被害防止対策協議会や朝倉市有害鳥獣駆除対策協議会で市、JA筑前あさくら、森林

組合、猟友会などと連携しながら事業計画を立て活動を実施してきております。

生産者の方への周知もされているものと認識しているところでございますが、今後も引き続き周知活動を進めるとともに、この捕獲活動への協力及び狩猟免許取得へつながる推進活動を進め、駆除の実績が上がるように努めてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 1 番。

○1 番（仲山 寛君） 特に小規模農家の方々への周知活動も今後徹底していただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

次に、3月議会で質問いたしました、捕獲した有害鳥獣の処分方法について、その後どう検討されたのか、お尋ねをいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 農林商工部長。

○農林商工部長（石橋一良君） 捕獲個体の処分についてでございます。捕獲個体の処分につきましては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律によりまして、捕獲した鳥獣は、捕獲した場所に放置してはならないと定められております。捕獲個体全てを回収するか、または適切に埋設処理することが基本であり、これに基づき市の駆除員も自家消費もしくは埋設処理をされているところでございます。

3月議会後に他市の取組を参考にいたしまして、定期的に回収業者が回収する方式で業務委託できないか調査をしております。回収業者数者へ問い合わせも行っておりますが、業者との回収方法やその他の問題等もあり、現在継続して調査をしている状況であります。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 1 番。

○1 番（仲山 寛君） 引き続き調査をお願いしたいと思います。今後、果樹への被害を少なくするためには、集中的に捕獲するようなキャンペーンなどを実施する必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 農林商工部長。

○農林商工部長（石橋一良君） 集中的な捕獲キャンペーンについてでございますけれども、朝倉市では例年秋季の9月と春季の3月に一斉捕獲期間及び捕獲日を定めまして、捕獲効果がより上がるよう他県と連携しながら全県下に協力依頼がなされます九州シカ広域一斉捕獲活動に近隣市町村であります筑前町、東峰村、うきは市、また隣接の大分県日田市などと参加協力をしておりまして、広域にて集中的に捕獲する活動に取り組み、被害拡大防止の効果を上げております。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 1 番。

○1 番（仲山 寛君） 農産物においては、年に1度しか収穫できない農産物が多数あり、生産者にとっては計り知れない痛手を受けることとなります。被害拡大防止に向けて、あらゆる努力をお願いしたいと考えておりますので、よろしく願いを申し上げます。

次に、企業誘致推進事業について御質問をさせていただきたいと思ひます。この問題は、昨年の議会報告会でも盛んに討論をされました。今、新型コロナによる企業のサプライチェーンが寸断され影響が甚大であると思ひます。このような背景から、企業のサプライチェーンが国内に戻ってくるのではないかと私は考へています。それも特に地方回帰の方向性が非常に強いと考へています。すぐに企業誘致ができるわけではないでしょうが、自治体として今からでも準備が必要と考へますし、人口減少問題、雇用創出対策の早期始動が肝要だと考へます。

朝倉市は、市内に3つのインターチェンジがある特別な自治体であり、そのことをもっと誘致に生かすべきだと考へます。整備済みの工業団地があれば企業誘致がしやすいと考へますし、もしそれが難しいのなら、例えば所有者の承諾の下、誘致区画をパンフレットに記載して配布するなど、積極的、具体的な動きが必要ではないかと考へます。そのため、企業誘致推進室のような部署を立ち上げ、用地の確保、管理が行えないか質問をしたいと思ひます。現在、過去の誘致事業の状況についてお尋ねをいたします。

まずは、企業誘致事業状況についてです。合併後の誘致企業数をお尋ねします。

○議長（堀尾俊浩君） 農林商工部長。

○農林商工部長（石橋一良君） 合併後の誘致企業数の数ということでございます。平成18年3月の合併後の朝倉市における誘致企業数につきましては、新規の進出が11社、移転6社、拡張2社の合計19社でございます。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 1番。

○1番（仲山 寛君） 次に、企業誘致に携わる職員数と業務内容、誘致までの流れはどうかお尋ねをいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 農林商工部長。

○農林商工部長（石橋一良君） 企業誘致に携わる職員数につきましては、産業政策マネージャー、また他の業務との兼務での担当の係長、担当職員1名の合計3名であり、業務の内容につきましては、企業誘致に関する国、県等の各種事務や企業誘致に関する問い合わせ対応などを行っております。

企業進出における誘致までの流れにつきましては、進出を検討している企業に対する候補地の選定、地権者への打診などを行い、相手企業の希望に合えば進出に向けて準備を進めていくこととなります。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 1番。

○1番（仲山 寛君） 企業誘致を行おうとする立地場所、面積等は決まっているかお尋ねをいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 農林商工部長。

○農林商工部長（石橋一良君） 企業誘致を行おうとする立地場所、面積等でございますけれども、立地場所、面積等について、企業が進出をしてくる際の立地条件につきましては



様々でございます。インターチェンジなどの高速道路へのアクセスに重点を置く場合、地下水の湧出量や排水条件を重視する場合、あるいは希望する規模の居抜き物件の購入により投資額を抑えたい場合、近隣市町村からの移転であれば、現工場からの距離が遠くならないことなど企業が出してくる条件は多岐にわたっており、必ずしも造成済みの工業団地等が条件でない場合が多く、条件に合う物件を探し、相手の希望に対応しつつ候補地の選定を行っております。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 1番。

○1番（仲山 寛君） 企業誘致の優遇措置について、お尋ねをいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 農林商工部長。

○農林商工部長（石橋一良君） 企業誘致の優遇措置についてでございます。

朝倉市では、進出企業の状況等により固定資産税の減免措置を行っております。原則3年間、固定資産税を全額免除して、さらに市民の雇用状況により3年経過後2年間、半額減免するという優遇措置を設けております。

また、福岡県では、対象業種への交付金制度もありますので、福岡県担当課に制度説明を依頼するなど県からの御協力も頂き誘致活動を行っております。以上です。

○議長（堀尾俊浩君） 1番。

○1番（仲山 寛君） 次に、現在ある既誘致企業から市への納税等の状況が分かたらお尋ねをいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 農林商工部長。

○農林商工部長（石橋一良君） 個別企業の詳細につきましては控えさせていただきますけれども、誘致企業からは法人市民税や固定資産税等の納税のほか、上下水道使用料を納付頂いております。中でも法人市民税は、市税収入におきまして一定割合を堅調に維持している状況であります。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 1番。

○1番（仲山 寛君） 次に、開発公社についてお尋ねをいたします。

過去に存在した開発公社が、なぜ解散になったのか、その経緯をお尋ねいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部長。

○総務部長（石井清治君） 以前、開発公社を所管しておりました総務部でございますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

開発公社の役割といたしましては、市からの先行取得依頼に基づき、迅速かつ柔軟に事業に必要な用地取得を行うことが挙げられております。土地の価格が上がり続けた時代にあっては、公拓法、すなわち公共用地の拡大の推進に関する法律に基づき、競争が激しくなる前に工業団地のみならず公園用地、公共施設用地、公営住宅用地などを先行して取得できる、土地の売り手にとっては売買代金の一定の譲渡所得税の免除が受けられるという双方のメリットを生かすことができておりました。

しかしながら、いわゆるバブルが弾けた後、先行取得の意味合いが薄れ、朝倉市におきましても平成21年度以降、先行取得そのものを行っておらず、事業計画の予定もなかったため、平成27年3月に解散手続に着手をいたしまして、平成28年2月に清算終了となったものでございます。

なお、本経過を含めて公社の解散につきましては、これは平成27年度でございますが、平成27年6月の議会で説明をさせていただきました。そして了承頂きまして、今現在朝倉市開発公社という形については解散をしている状況でございます。以上です。

○議長（堀尾俊浩君） 1番。

○1番（仲山 寛君） 私は素人でよく分かりませんが、開発公社のメリット、デメリットが、もし説明できたら教えていただきたいと思います。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部長。

○総務部長（石井清治君） 先ほどの説明で一部触れさせていただきました。重複する部分があるかもしれませんが御了承いただきたいと思います。

まず、メリットでございますが、土地の価格が上がり続けていた、いわゆるバブル時代にあつては、不動産、特に土地を取得するのは競争が厳しく、どうしても手続に時間がかかる自治体は不利でございました。開発公社は自治体からの依頼によって土地を先行取得できる、しかも売主にとっては一定額の譲渡所得税免除が受けられるというプラス材料を持っていたのでございます。

それから、公共用地として、もしくは工業団地として有用な土地を確保できるという大きなメリットがございました。

他方でデメリットでございますが、景気動向が悪化し、不動産価格の下落傾向が続くようになると、企業にとっても不動産そのものの取得意欲がなくなってくるので、工業団地のような大型事業は必要とされなくなる状況でございました。各自治体内の開発公社にあつても一時期新聞等で記載がされました「塩漬け」という表現で紹介された、いわゆる売れ残った土地の問題がクローズアップされたような経緯がございました。

景気動向が悪化しているときは、開発公社を維持していくには人件費等の問題が生じると、そこがデメリットということでございます。バブル期の部分については先行取得が可能、ただし、その後につきましては景気が悪化したらいろんなデメリットが出てきたということで、国自体もこれは平成21年に総務省の通知で、開発公社、土地開発公社の抜本的な改革と、こういうような文章も出ておまして、それに基づいて今現在そういう形になっていますので紹介をいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 1番。

○1番（仲山 寛君） これは私の御提案なんですが、今工業用地特別会計に予算を組み入れ開発公社を立ち上げてはどうか。

また、開発公社でなくともすぐに動ける体制、企業を誘致できる土地の囲い込みなどが

果たせるようにすべきかと考えております。検討をよろしくお願いいたします。

次に、企業誘致施策についてお尋ねをします。企業誘致用地等登録制度を設けることはできないでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 農林商工部長。

○農林商工部長（石橋一良君） 企業誘致の登録制度ということについてでございますけれども、市内の未利用の用地、工場、倉庫、事務所及び店舗等の登録により、進出意向のある企業に対し企業用地として情報を提供する制度に当たるかと思えます。

県内外におきまして、同様の制度をつくっている自治体もございます。朝倉市でも同様の制度をつくり活用することも考えられますが、民間の土地について情報を開示することにもつながるので、その効果なども併せて慎重に研究していくことが必要かと考えております。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 1 番。

○1 番（仲山 寛君） よろしく御検討をお願いしたいと思います。

次に、誘致説明会の開催はできないかお尋ねをします。

○議長（堀尾俊浩君） 農林商工部長。

○農林商工部長（石橋一良君） 企業向け誘致説明会に当たるものかと思えます。

朝倉市では、主にホームページや県企業立地課、また県の東京・大阪・名古屋各事務所を通じて誘致を希望する企業の情報収集を行っております。

また、取得した情報などを基に進出を希望する企業の事業内容や条件等を伺いながら個別に対応しております。そのため不特定多数の企業向けの誘致説明会につきましては、現在のところ予定をいたしておりません。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 1 番。

○1 番（仲山 寛君） 企業進出に伴う優遇措置は十分に行われているかお尋ねをいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 農林商工部長。

○農林商工部長（石橋一良君） 企業進出に伴う優遇措置でございます。先ほども回答させていただきましたけれども、再度朝倉市につきましては、企業立地促進条例を制定いたしまして、進出企業の状況などにより固定資産税の減免措置を行っております。原則3年間、固定資産税を全額減免をして、またさらに市民の雇用状況によりまして、3年経過後2年間半額減免をするという優遇措置を設けております。

県内の他の市町村でも、同様の固定資産税減免措置を取っている自治体は多くありますが、また固定資産税の減免に上乘せする形で投下資本額、新規雇用者の状況などにより補助金を交付している自治体もあります。ただし、そういう自治体とも比較いたしまして、十分とはいかないまでも特段見劣りするものではないと考えております。以上です。

○議長（堀尾俊浩君） 1 番。

○1番（仲山 寛君） 最後に、当初、最初に話しましたが、専門部署的な企業誘致推進室の設置について可能かどうかお尋ねをします。

○議長（堀尾俊浩君） 農林商工部長。

○農林商工部長（石橋一良君） 現在商工観光課におきまして、企業誘致に携わる職員につきましては、産業政策マネジャーを含め3人です。朝倉市では専門の部署を設けておりませんが、企業誘致専門の職員としまして金融機関OBの産業政策マネジャーを配置しております。職員が他の業務と兼務で企業誘致に当たっており、現時点では産業政策マネジャーを中心に企業誘致に関する業務を行うことができている状況でございます。

ただ、企業誘致に関しましては、問い合わせをしてきました企業に対し、誠意を持って迅速に正確な情報提供をしていくことが第一の対応となりますので、企業進出の機運や対応件数、産業政策マネジャー・担当職員の業務状況を見ながら判断をしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 1番。

○1番（仲山 寛君） よろしく御検討をお願いしたいと思います。

最後になりますが、企業誘致事業は非常に難しく神経を使う事業だと認識をしております。企業側の利益や受入れ側の理解が、信頼関係が生まれて初めて成功しますし、受け入れる丁寧さやサービスもこれから必要とされるのではないのでしょうか。

しかし、一旦企業が来れば、そこに雇用が生まれ、人が集まることにより、より多くのサプライチェーンができて、そこに経済が生まれていくことを確信しております。私たちの喫緊の課題と肝に銘じて、私の質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○議長（堀尾俊浩君） 1番仲山寛議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。11時から再開いたします。

午前10時49分休憩